

## 廃止措置計画書

令 04 原機 (サ) 038

令和 4 年 6 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

住 所 茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 33  
事業所名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
氏 名 核燃料サイクル工学研究所長 郡司 保利  
(公印省略)

原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定第 5 条の 2 第 1 項の規定により、原子力施設の廃止措置に関する計画について同意を得るため、下記のとおり廃止措置計画書を提出します。

種 別	<del>1. 廃止措置計画の策定</del> ② 廃止措置計画の変更 (初回提出日: 平成 29 年 6 月 30 日)
法令の根拠	核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十条の五 (事業の廃止に伴う措置) 第三項において準用する同法第十二条の六第三項
対象施設の名称	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所再処理施設 (東海再処理施設)
廃止の理由又は計画変更の理由	令和 4 年 5 月 17 日付けで認可を受けた核燃料サイクル工学研究所の再処理施設の廃止措置計画について、性能維持施設の追加等のため、変更の認可の申請を行う。 このため、令和 4 年 5 月 30 日付けで同意を得た核燃料サイクル工学研究所再処理施設の廃止措置に関する計画に対し、これらの内容を反映した廃止措置計画書を提出するものである。

## 添付資料

1. 廃止措置の方法, 工程及び安全対策 (概要)
2. 放射性廃棄物の発生量及び廃棄の方法 (概要)
3. 変更箇所の新旧対照表 (計画の変更のみ)
4. 原子力関係法令に基づく認可申請書の写し